

静岡県告示第243号

静岡県林業・木材産業改善資金貸付規程（平成15年静岡県告示第991号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 貸付限度額並びに償還の期間及び方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 林業・木材産業改善資金の貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、10年以内とする。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる資金にあつては、それぞれ(1)から(6)までに掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>第2 貸付限度額並びに償還の期間及び方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 林業・木材産業改善資金の貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、10年以内とする。ただし、次の(1)から(7)までに掲げる資金にあつては、それぞれ(1)から(7)までに掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項又は第21条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同法第19条第5項第4号に規定する林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な同法第24条第2項に規定する資金 12年以内</u></p> <p>3～5 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。